

敦賀市立看護大学教授会規則

平成26年4月1日
敦賀市立看護大学規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、敦賀市立看護大学学則（平成26年敦賀市立看護大学学則第1号。以下「学則」という。）第8条第6項及び公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第11条第3項の規定に基づき、敦賀市立看護大学の学部の教授会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教授会は、学則第8条第5項各号に定める事項について、学長が決定を行うにあたり意見を述べるために審議するほか、学長又は学部長が意見を求める教育及び研究に関する事項について審議する。

(会議)

第3条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長は、構成員の3分の1以上の要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(定足数)

第4条 教授会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第5条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教授会の審議事項に係る決定を、次条により設置する委員会又は特定の構成員に委ねる旨の議決は、出席した構成員の3分の2以上の賛成によって行わなければならない。

(委員会)

第6条 教授会は、特定の事項を調査、審議又は実施するために、委員会を置くことができる。

2 教授会は、前項の委員会の議決を以て教授会の議決とすることができる。

(構成員以外の教職員の出席)

第7条 議長は、構成員以外の職員を会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

2 学長は、特に必要である場合には、会議に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第8条 議長は、教授会の議事について議事録を作成しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年敦賀市立看護大学規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日より施行する。